

新型コロナウイルス感染予防ガイドライン

はじめに

本ガイドラインは、国、県、市の方針を踏まえ、施設の運営、事業継続のために、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として、わたしたちの事業活動の基準（実施すべき基本的事項）を整理し、あらかじめ明確にして利用者に周知することにより、感染予防体制に基づく事業活動を実現するために制定するものである。

【当施設の予防体制】

① 施設管理

ア) 窓口

- ・受付を設ける。（氏名、連絡先、体温、県外との往来について）
- ・受付の間隔を空けるために、足元に間隔を空けた整列を促す。
- ・マスクの着用、手指消毒（消毒液の設置）、他利用時の注意点を明示する。
※乳児、幼児等マスク着用が困難な来館者には咳エチケット徹底をお願いする。
- ・体温計を設置、使用者が使用前後の消毒を行えるように工夫する。

イ) 館内

- ・清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
 - －閉館後一斉消毒の徹底
 - －利用者退館後のこまめな消毒の徹底
※次亜塩素酸ナトリウム液による消毒
- ・展示箇所等に密集が生じる場合、最低1m（できるだけ2m）の間隔を空けた整列を促したり、示したりするよう工夫を行う。
- ・他社と共有する物品や手が触れる場所を最低限にする。
 - －幼児コーナーの一時利用停止
 - －手触れ禁止アイコン及び文章による明示
- ・消毒が困難な展示物（PC用マウス、図書等）は利用者が使用前後に手指消毒を行うこととし、それぞれの箇所に明記及びアルコール消毒液を配置する。
- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。また廃棄終了後は必ず手洗いをを行う。

ウ) 体験コーナー等

- ・降雨体験機の利用人数を4名程度とし、ドアの開放、大きな声をださない、距離を保つために動かない等を明示する。
- ・干潟体験時の観察道具は一人一つ利用できるように工夫を行う。使用後は消毒を行う。
- ・手が触れる資機材（ライフジャケット、水生生物調査用品等）は使用後の消毒を徹底する。

エ) ロビー、休憩スペース

- ・対面での飲食や会話を回避するよう促す。
- ・間隔を置いたスペース作りの工夫を行う。(椅子の設置数等)
- ・常時換気を行う。

オ) トイレ

- ・ドアノブの消毒等、不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・使用後の手洗いの徹底を表示する。
- ・ペーパータオルを準備する。
- ・団体利用時の混雑が予想される場合、間隔を空けた整列を促す。

② 広報・周知

- ・来館者に対して、以下の通り周知する。周知方法として、館内掲示及びホームページに掲載する。
 - 利用者の限定について（県内在住者のみ市内在住者のみ等）
 - 感染拡大・流行・注意地域往来者の利用自粛
※地域は感染状況により変更になる
最新の状況は[県内の感染状況\(警戒レベル\)及び注意すべき県外の地域：県HP](#)
 - 健康状態などによる来館自粛（平熱比+1℃以上の発熱等）
 - マスク着用、手指消毒、社会的距離の確保、手洗い、咳エチケット
 - 他、施設利用時の注意点や利用制限について

③ 団体利用時について

- ・団体の利用人数はイベント収容率国基準を準用する。
- ・密集が予想されることから、換気の徹底、社会的距離確保に努める。
- ・利用団体責任者は、要請時には提出できるように、利用者全員の名簿を作成依頼する。(名簿提出の必要はない)
※利用者の中から新型コロナウイルスの感染が疑われる方が現れた場合、保健所などの公的機関に情報提供を行う場合があることを伝える。
- ・手指消毒液は団体が持参し、適切に消毒を行う。
※机やイスなど使用した物品について、使用数が多い際には消毒の協力を求める。
- ・団体利用時の一般入館も可能とするが、人数制限を設ける。規制時間はエントランスに掲示する。
- ・団体利用後は、接触が想定される箇所の消毒を行う。

④ イベント実施時の対策について

ア) 実施前

- ・事前に氏名、緊急連絡先等を把握できるイベントは名簿を作成する。当日参加型のイベントについては、確実に氏名、緊急連絡先を把握する。
※利用者の中から新型コロナウイルスの感染が疑われる方が現れた場合、保健所などの公的機関に情報提供を行う場合があることを募集時明示する。
- ・プログラム参加の際の前日チェック（web）を実施する。

イ) 当日（室内）

- ・参加者の感染防止策として以下の対策をとる。
 - マスク着用、手指消毒を促し、換気を徹底する。
 - 最低1 m（できるだけ2 m）の間隔を空けた整列を促したり、示したりするよう工夫を行う。座席使用の際には、間隔を空けた配置となるよう工夫する。
 - 物品等を使用する時は、共有しないように工夫する。
 - 参加者同士の接触は控えるように周知する。

ウ) 当日（屋外）

- ・参加者の感染防止策として以下の対策をとる。
 - 密集、密接に該当しないように、参加者の社会的距離確保に努める。
 - マスクの着用については、熱中症に十分留意し、こまめな水分補給や休憩を促し、息苦しさを感じた際はすぐに外すように周知する。
 - こまめな手洗い、手指消毒を促す。

⑤ スタッフの感染防止策（イベント時スタッフも含む）

- ・スタッフの緊急連絡先の把握
- ・定期的な検温を促し、37.5°C以上の熱であったり、平熱より+1°Cの熱が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所などの受診を促すとともに、診断結果を記録する。さらに、発熱の他に、下記症状に該当する場合も自宅待機とする。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽喉痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、吐き気・嘔吐
- ・マスクの着用、咳エチケット、手洗い、手指消毒の徹底。
- ・来館者との接触を極力減らすために、掲示での注意事項の案内を行う。
- ・施設管理、運営に必要な最小限度の人数とするなど、工夫を継続的に行う。
- ・スタッフの感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- ・打合せや来客の際には対面とならないよう工夫し、極力短時間での面会とする。（30分程度）また、ネットでの打合せを推進する。

⑥ 活動毎の感染防止策

前項④イベント実施時の対策を基とし、以下の点に留意して活動を行う。

ア) カヌー及びカヤック体験

- ・資機材（カヌー、パドル、ライフジャケット、ヘルメット等）の共有はしない。また、使用した資機材の消毒を徹底する。
- ・レクチャー時や乗船、下船時に密接するため、距離を保つ工夫をする。
- ・活動中に参加者同士の距離を保つよう、指導者が適切に指示をする。
- ・指導者（声を発生する者）は、拡声器を使用し参加者と十分な距離を保つ。

イ) ラフトボート及びEボート体験

- ・資機材（パドル、ライフジャケット、ヘルメット等）の共有はしない。また、使用した資機材の消毒を徹底する。
- ・レクチャー時や乗船、下船時に接近するため、距離を保つ工夫をする。また、密接しないように座席を配置する。
- ・指導者（声を発生する者）は、拡声器を使用し参加者と十分な距離を保つ。

ウ) 干潟観察

- ・観察容器は共有しない。ペットボトル等も活用する。
- ・指導者（声を発生する者）は、拡声器を使用し参加者と十分な距離を保つ。

エ) 水生生物観察

- ・資機材（網、ライフジャケット、バケツ等）の共有はしない。
- ・指導者（声を発生する者）は、拡声器を使用し参加者と十分な距離を保つ。

オ) フィールドビンゴ

- ・参加者移動中の密接に配慮する。スタッフを中央付近にも配置し、間隔を取る。
- ・指導者（声を発生する者）は、拡声器を使用し参加者と十分な距離を保つ。

カ) 野鳥観察

- ・室内での双眼鏡レクチャー時には、換気を徹底する。
- ・双眼鏡の共有はしない。また、フィールドスコープは使用しない。
- ・参加者移動中の密接に配慮する。スタッフを中央付近にも配置し、間隔を取る。

キ) 水辺の安全教室

- ・ライフジャケットの共有はしない。スローロープについては、出来る限りの数量を準備する。
- ・川流れ中の密接を避けるよう工夫する。
- ・指導者（声を発生する者）は、拡声器を使用し参加者と十分な距離を保つ。

⑦ ライフジャケットの消毒・洗浄方法について

- i) 乾いた状態のものをスプレー式のアルコールで消毒する。
- ii) 水道水で洗浄する。
- iii) 十分に乾かし、使用后3日間は使用しない。

※漬け込む消毒はしない。素材が劣化する。

※次亜塩素酸ナトリウムは浮力体が溶けるため使用しない。

他活動については、これらの感染防止策を参考にし、感染防止に配慮し、実施する。

〈附則〉

コロナウイルス感染症の状況や延岡市の対策に沿って、内容については随時変更していく。

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル (新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順)

〔職員の場合〕

1. 感染リスクがある職員を出社させない

濃厚接触した可能性が高いと判断した職員については出社させず(出社している場合は速やかに帰宅させ)、自宅待機とする。

※自宅待機中にPCR検査等を実施した社員は、結果が明らかになるまで出社させない。

※結果が陰性であっても、本人と相談の上、一定期間の自宅待機や在宅勤務などの措置ができることとする。

2. 消毒

感染者及び濃厚接触した可能性のある社員の行動範囲周辺をアルコール消毒液もしくは次亜塩素酸ナトリウムで拭き、消毒を行う。

3. 密接な関係先への通知

往来する頻度の高い関係先へ状況を連絡する。

4. 施設利用者への通知

期間中の施設利用者へ状況を連絡する。

5. 外部公表

感染の外部公表は、必要性を判断した上で決定します。公表を行う場合、速やかにHPへの掲載を行います。

〔利用者・イベント参加者の場合〕

1. 感染を疑わせる風邪様症状が出た場合

【以下のいずれかに該当する場合は、すぐにかかりつけ医など身近な医療機関へ相談を促す】

① 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

② 重症化しやすい方^(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

^(※) 妊娠している人、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

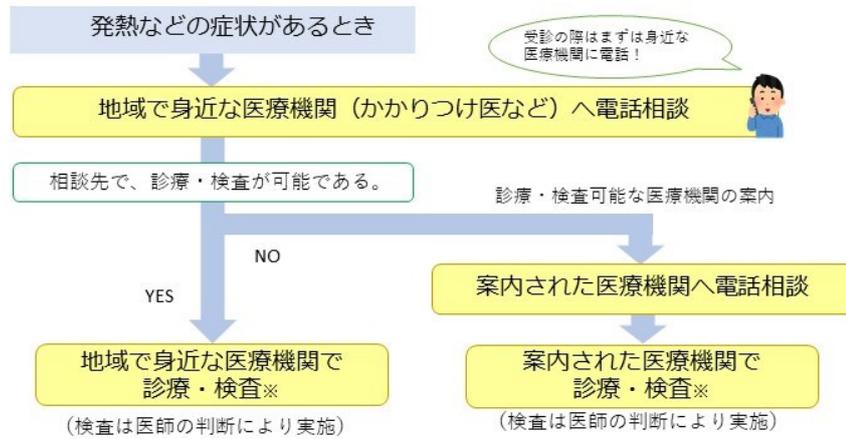
【相談窓口について】

地域によって支援体制が異なりますので、事前に確認してください。

宮崎県の場合は、まずはかかりつけ医など身近な医療機関に電話で相談してください。かかりつけ医をもたない場合、土日祝日や夜間など相談先に迷った場合は、保健所の「受診・相談センター」に電話で相談をしてください。(できるだけ受診調整できる日中に相談しましょう。)

発熱等の症状のある方の相談・受診について

～季節性インフルエンザの流行期に備えて～



新型コロナウイルス感染症受診・相談センター
電話番号 0985-178-15670

※受診や相談する医療機関に迷う場合は「相談ください」医療機関からセンターを案内される場合もあります。

※「診療・検査医療機関」は、検査（検体採取）を地域外来・検査センターなどに依頼することもあります。

新型コロナウイルス感染症 (検査結果が後日になることもあります。)

陰性

医療機関から指示があれば従ってください。

陽性

医療機関が「陽性」をお伝えします。その後、保健所からも連絡がありますので、自宅等で待機して、保健所職員の指示に従ってください。

宿泊施設等で療養

入院治療

季節性インフルエンザ

季節性インフルエンザと診断された場合は医師の指示に従ってください。